

長 建 協 発 第 1 2 号
平 成 2 6 年 4 月 4 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

消費税率等の変更による規則・要綱等の改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成26年4月1日より消費税率等が変更されたことに伴い下記規則等が別添のとおり改正され、長崎県土木部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

記

1.改正する規則・要綱等

- ① 長崎県建設工事執行規則
- ② 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱の改正
- ③ 長崎県建設工事電子入札実施要綱
- ④ 長崎県設計図書等有料頒布要領
- ⑤ 建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱

2.改正事項

- ① 消費税率（地方消費税率も含む。）が5%から8%に変更されたこと
- ② 技術者の途中交代に関すること
- ③ 総務部を電子入札の対象としたこと

3.施工日

平成26年4月1日